

令和2年3月9日

計画届作成の手引き（足場・型枠）を購入された皆様へ

建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

労働安全衛生規則様式第20号(第86条関係)の改定のお知らせ

平素より当支部の業務につき多大なご支援を賜り感謝申し上げます。

また、平素より建設業労働災害防止協会の図書、用品をご利用いただき有難うございます。

さて当支部が発行しています「計画届作成の手引き（足場・型枠）」の2ページ・3ページに掲載しています「労働安全衛生規則様式第20号(第86条関係)」についてはすでに改定されており、現在の様式は別紙のとおりです。

各監督署にご提出の際は厚生労働省のホームページ搭載の新様式をダウンロードしてご使用願いますようお願い申し上げます。ダウンロードは下記アドレス等です。

よろしくお願い申し上げます。

記

① https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei36/01.html

› 労働安全衛生規則関係様式 › 機械等設置・移転・変更届

② または

厚生労働省ホームページ› 政策について › 分野別の政策一覧 › 雇用・労働 ›

労働基準 › 事業主の方へ › 安全衛生関係主要様式

› 労働安全衛生規則関係様式 › 機械等設置・移転・変更届

様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設置・移転・変更届

事業の種類		事業場の 名 称		常時使用す る労働者数	
設 置 地			主たる事務所 の 所 在 地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参 画 者 の 経 歴 の 概 要			
工 事 着 手 予定年月日		工 事 落 成 予 定 年 月 日			

年 月 日

事業者 氏名 ㊞

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあってはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあってはその名称を、焼結鉱等にあっては焼結鉱、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあっては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあっては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉱の種類ごとに記入すること。

ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。